本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九九号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第七〇号）附則第一項ただし書に規定する規定は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三〇〇号）（外務省）

1　在ポートランド及び在ハンブルクの各日本国総領事館に関する部分を削ることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在イラン日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在サモア日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇一号）（農林水産省）

1　国が災害復旧事業費の一部を補助する共同利用施設として鳥獣侵入防止施設を追加することとした。（第一条の三関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（内閣府本府）

1　ハイチ国際平和協力隊を置く期間を平成二五年三月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（平成二十四年法律第七十号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年一月一日とする。

外務大臣　玄葉光一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表中東の項中「イラン

671,500	649,700	584,300	518,900	475,300	431,700	409,900	388,100	366,400	」

」を「イラン

750,000	730,000	693,200	671,400	649,600	584,200	518,800	475,300	431,700	409,900

」に改め、同表アフリカの項中「スーダン

388,100	366,300	」							

」を「スーダン

750,000	730,000	693,300							

」に改め、同表アフリカの項中「ナイジェリア

720,000	700,000	667,900							

」を「ナイジェリア